

山梨県公報

第三百四十一号

令和四年

十二月十九日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の予定(六件)……………	六四九
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	六五〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………	六五一

告示

山梨県告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 甲府市猪狩町字大ヶ原一三三三の四、一一三四、一一三五、一四七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大ヶ原一三三三の四・一一三四・一一三五・一一四七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 北杜市白州町横手字前山四三三の二二〇、四三三三の二二〇

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前山四三三三の二二〇・四三三三の二二〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 北杜市武川町新興字糶畑一一七五の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字糶畑一一七五の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 上野原市秋山字長石六六一〇、六六一八
 - 二 指定の目的 水源の涵養
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 中央市大鳥居字芝山五六八〇、五六八一、五六八三
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字芝山五六八一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南都留郡道志村字中尾七五二八（次の図に示す部分に限る。）、字谷相七七一三、七七一三の二、七七一四、七七一四の乙、七七一四の丁
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中尾七五二八・字谷相七七一四の丁（以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年十二月十二日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市加賀美字八丁二千九百八十九番二
- 三 指定道路の幅員 四・五メートル
- 四 指定道路の延長 二十六・九メートル

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市春日居町桑戸字立石九番一、九番五から九番二十一まで及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 広 場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市堀之内町七百二十七番二 ランド・メーション 代表 衣川 常弘

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年十二月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南巨摩郡富士川町天神中条字廿騎千百三

- 十四番一の一部、千三百三十四番三の一部、千三百三十四番五の一部、千三百三十四番六の一部、千四百四十番一の一部、千四百四十番二の一部、千四百四十番三の一部、千四百四十番四の一部、千四百四十番五の一部及び千四百四十番六並びに南巨摩郡富士川町青柳町字古宿三百十八番一の一部、三百二十一番一の一部、三百二十二番一の一部、三百二十六番三の一部、三百二十六番四の一部及び三百二十七番三の一部の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南巨摩郡富士川町天神中条千三百三十四番地 富士川町長 望月 利樹

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番